第６回　鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会　会議録

１．日　時　　平成３０年１月１７日（水）午後２時００分～４時００分
２．場　所　　鳥取市役所４階第２会議室
３．出席者
（委員）　上山弘子委員、松田吉正委員、坂根政代委員、白岩晃委員、一盛真委員
田中くに枝委員、牛尾柳一郎委員、薛末子委員、大和谷朝委員、
田中完治委員、大谷喜博委員、吉田裕治委員、　委員１２名出席
欠席　今度珠美委員、竹森貞美委員、吉田佐智子委員、佐藤淳子委員
小谷喜典委員、小川泰司委員　６名
（鳥取市）　人権政策監、人権推進課長補佐、人権推進課職員、中央人権福祉センター職員

４．会議事項
・開会挨拶
・協議　鳥取市人権施策基本方針の第２次改訂について
パブリックコメントの意見について
答申について

《会長あいさつ》
本日は「第６回鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会」ということでお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。この協議会ですけども、皆さんの任期が１月２６日までということで、本日が最後の協議会になると考えております。さて、パブリックコメントを受けて、事務局に資料を作成して頂いております。それに基づいて皆さんで協議しまして、本当に今日が最後と思っておりますので、皆さんのご協力を頂いて進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

《協議》

会長　　それでは協議事項に入りたいと思います。では（１）の鳥取市人権施策基本方針の第２次改訂についてということで、パブリックコメントの意見について事務局より説明をお願いします。

事務局　　皆様にお配りしています、Ａ４横長の資料とＡ４縦の答申案を説明させて頂き、ご意見を頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。
平成２９年１２月６日から２５日の期間でパブリックコメントを行い、６人の方から延べ２９件の意見を頂いております。それぞれの意見要旨に対する鳥取市の考え方を説明させて頂きまして、皆さんからご意見頂きたいと思います。

【意見１～３について事務局より説明】

会長　　今、第３章までのところを説明して頂きました。ご意見等ありましたら発言をお願いします。

【意見なし】

事務局　　【意見４～１３（同和問題（部落差別））について説明】

会長　　ありがとうございました。ご意見ありますでしょうか。

委員　　一点よろしいでしょうか。答申案７ページの（２）施策の推進方針の修正部分についてです。意見８になりますが、元の文章では「心理的ケア」という文言が入っていたのですが、修正案では抜いてあります。④の中にその文言が残されているので、具体的な取り組みについては行われるということであると思っておりますが、コメントでは「実態把握が必要であると思います」と言っておられるので、それに対応するような修正になっているかどうか。

事務局　　今のご意見に対するお答えと、先ほど事務局が提案した内容が若干間違っておりましたので修正させて頂きます。委員からご指摘があったように、今回の文章から「心理的ケア」が抜けて「自立支援」にまとめられていますが、この十数個の項目の中で、生活支援についてのご指摘が様々ありましたので、ここでは一般的に「自立支援」ということで書かせて頂いて、具体的な心理ケアも必要ですので、具体的な項目の中に書き込ませて頂いております。

それから、意見１２のところで、本文の「人権擁護の推進について」の項目に、「人権問題における分野ごとの実態把握に努め、施策を効果的に推進します。」ということで、意見に対する市の考え方の記載が別のところの説明になってしまっております。答申案本文の４ページの第３章基本的施策の推進と体制の確立の（１）人権擁護の推進についてのところの下から８行目に「人権問題における分野ごとの～効果的に推進します。」という記述がありますので、全ての分野に渡って実態把握に努めるということがあるので、これで記載させていただきますので、個別に記載させていただいているところは削除させて頂きましたということです、というのが本来の説明ですので修正させていただきます。失礼しました。

委員　　分かりました。

会長　　では、次に行かせて頂いてもよいでしょうか。次の説明をお願いします。

事務局　　【意見１４～１７（男女共同参画）について説明】

会長　　男女については４つのご意見があったということで、長い文章等を分かりやすく修正して頂いたということです。意見等ございますでしょうか。

【意見なし】

事務局　　【意見１８・１９（障がいのある人の人権問題）について説明】

会長　　ただいまご説明いただきました。意見等ございますでしょうか。１８については、長い文章を二つに分けて記述したとのことです。１９については、文章を加筆したとのことです。

【意見なし】

会長　　それでは、次に進ませて頂きます。

事務局　　【意見２０（子どもの人権問題）について説明】

会長　　元の文章がないので分かりにくいところもあろうかと思いますが、分かりましたでしょうか。

委員　　ここの修正の部分は、意見２０でいうところの「自分には身近にない」ということと、「市民が考えていること」は区別して捕えるという考え方は理解できますが、そうしたときに赤字の修正部分というのは、市民が考えていることについて分けた考え方として考えるものなのかどうか。「自分には身近にない」と考えているのは、厳然としてあるわけですよね。それはそれとして、一つ整理しなければならないでしょうし、指摘にあるような市民が考えていることを受け止めた部分の整理がいると思います。

委員　　私は、市民が考えていることは区別して考えるべきだという指摘がありましたけれど、実際は意識調査なり様々なことを、市民が考えていることが、その反映ということであって、これらは、例えば身近にあるとか身近にないということで言うと、「社会問題である」という捉えが弱いという観点であると思うので、この意見に右往左往する必要はないと思います。ただし、実際にあるかないかというと、僅か0.5しかないというデータで、この差をもってどう捉えるのか、データに使えるかどうかというところで言うと、少しクエスチョンが付くかもしれないということで、そういうことも含めて削除されたのかなというふうに捉えました。ただし、１４ページの赤字の場所がここで良いとは思えないです。何故かというと、子どもの権利条約の間に入ってしまっているんです。言わば、１３ページから１４ページの１行までが「いじめ」の問題ということで、そこから注釈がはじまって、市民としてもこういう状況だということなので、本来なら「しかしながら」の前に持ってくるべきではないか。そうなると、「しかしながら」という接続語も変えなければならないが。その方が読みやすいのではないかと思います。ただ、「身近にはない」と考えている市民の存在のことも触れておくべきですよね。このデータが使えるかどうかは別にしながら。子どもを持つ親だけの問題であるとか、学校の問題というだけに捉えているという状況ってないかなと少し感じます。

委員　　意識調査の結果と現実的なことは、全く別問題として考えなければならないと思います。この数字では、暴力とか虐待だけの問題と捉えがちですが、「人権」とはこれだけでなく、いろんな問題が絡んでいる部分があると思いますから、そういうところを意識して何らかを入れた方が本来の「人権問題」という意味に通じると思います。

事務局　　今の議論に関わることで、指摘にあるように２９とか２８．５という数字を持ち出して「見えてきました」という言い方が、たぶんこの人にとってはとても違和感があって、「何故そうなるの？」ということだと思うのですが、確かに、流れとしてその辺の理解・解釈は人によって変わってくるなというのが事務局内部の議論としてあって、その結果、やっぱり考え方として根拠として数字も提示した方が良いということで、虐待やいじめの数値については記載するということで提案させて頂いております。委員から指摘のあった、場所を変えるということについては検討させて頂きたいと思いますが、考え方として根拠となるものを出していかないと、一方的な意見ではないかと言われたときに返答に困ることになってしまうのではないかと。仰ることもよく分かります。数字に出てくるから何かあって、出てこなければ何も無いというのは、これも極端な話で、数字にでてこないけれどもあるかもしれない・・・ということで事務局でも議論させて頂き、今回はこのような提案になりました。

会長　　今の説明を受けてですが、市民意識調査で保護者による子どもへの虐待について「あるよね」ということで○はするんです。でも、鳥取市において、自分の周りにおいて、あるかないかというのが本当は大事なことではないかと思います。なかなか数字として表れないというのが、この0.5%のところなのか、また少し違うのかは分からないですが。

事務局　　「あると思う」と「ないと思う」で比較するから話がややこしくなるということで、「あ

ると思う」だけにすれば分かりやすい。つまり、児童虐待やいじめが６０％や５０％あると言っておきながら、自分の周りにあると思っている人の数値がグンと下がる。ニュース等で見て「ある」ということは認識していても、「自分の周り」となると「知らない」ということになる。今、気が付きましたが、この二つを並べるからややこしい。この差をもって何かを言わんとするのはかなり厳しいけれども、「あると思う」のが２８．５％ということをもって結論に持っていくというやり方もあるのかなと思いました。

委員　　「ないと思う」というふうに２９％出ているところに対しての警鐘なり取り組みというのが必要だという部分は、意見としてあると思います。

会長　　どうしましょう。もう一校、ここの部分をお願いしたいと思いますが。

委員　　パーセンテージを出すのではなくて、「あると思う」ということだけにしてしまって、数値にこだわる理由が無ければ、パーセンテージを取ってしまうのも一つの方法かと思います。

会長　　「あると思う」ということだけを取り上げるのであれば、パーセンテージは特に拘らないということで。

委員　　はじめの「いじめ」がどうこうということと、パーセンテージを見たら、「あると思う」という割合がとても少なかったということを対比して言わないと、「人権」ということを身近だとか、又は「人権」ということの内容がまだ周知されていないということを言わなければならないのではないか。ここはそういう場所だと思います。

会長　　「あると思う」という文章を入れるということで、少し変更していただかないといけないと思います。で、先ほど委員が言われたように、ここに入れていいのかということ、繋がらないように思います。先ほど言われたように「しかしながら」の前に入れていただいて、「しかしながら」の接続語は変えていただいて、まだまだ課題がのこされているという方向に流れる方が自然かなと思います。

事務局　　確認ですが、いじめや虐待が５０％・６０％あると思っているのに、周りでは「実際にある」と認識している人は僅か3割にも満たないという事ですよね。ニュースで見聞きしたりはするが、自分の周りの現実が分かっていない、しかし実はそこにあるはず・・・という前提で語ると、「あると思う」の方を使って組み立てると。

委員　　本来であったら、もっと数字があるはずですけど、数字が上がってきていないということは、ここにあるように市民の意識に課題があるということだと思います。

委員　　「自分の身近な問題として捉えていない人が多いのではないかと思われます。」というような表現でも良いのではないでしょうか。なので、「ないと思う」はいらないです。

事務局　　文章の位置としては、「しかしながら」の前に持っていくということです。

委員　　以上の意見をもとに事務局で修正していただいて、答申の日までに会長・副会長に見ていただいて・・・という方法もありますし。

事務局　　せっかく出たので答申の日程をお伝えします。本日いただいた意見をもとに修正したも

のを、来週に会長及び市長の日程に合わせて答申をさせて頂こうと考えておりますので、一応来週を考えております。市長の具体的な日程を確認させて頂いたところ、市長は出張が重なっているため副市長に対応して頂けるということで、今のところ２４日の１０時からが空いているということで、いまのところはこの予定で答申を渡すことが出来ればと考えております。

会長　　文章の修正については、事務局に一任していただけますか。
他にはいかがでしょうか。では「高齢者の人権問題」にいきましょう。

事務局　　【意見２１・２２（高齢者の人権問題）について説明】

会長　　ありがとうございます。修正箇所は１６ページ・１７ページとなっております。

委員　　１７ページ⑥の「認知症サポーター」の括弧の中ですが、「応援者」で良いのでしょうか。別に括弧書きは無くても良いのではないでしょうか。誤解を招きかねないかなと思います。「認知症サポーター」は、見守る応援者であるとともに、例えば声掛けをして一緒に行くとかも含まれると思うので、「見守る」以外もあると思うので、ここの括弧書きは削除してしまっても良いと思います。「認知症サポーター」のみの表記の方が読みやすいです。

事務局　　分かりました。削除する方向で、担当課と協議いたします。

会長　　では確認をお願いします。他にはどうでしょうか。
では次に行きます。

事務局　　【意見２３・２４（病気に関わる人の人権問題）について説明】

会長　　２か所修正案が出ておりますが、いかがでしょうか。

委員　　１９ページの赤字の修正部分後半に、「現状」という言葉が連続して使用されているので、何だか読みにくい。

委員　　同じ修正箇所の中で、「病気」という言葉も繰り返し使用されている。全体的に整理できないものか。

委員　　何を人権侵害とするのか、何を人権課題として捉えるのかというところに関わるのですが、「病気にかかわる人が抱える生活上の問題を人権問題と捉え」の文章は必要なのではないかと思います。

会長　　では、この文章はもとに戻して、先ほど出た「現状」と「病気」の繰り返し表記を整理していただくということでお願いします。無理に一文しなくても、文章を二つに分けても良いと思います。他にはどうでしょうか。
では、次お願いします。

事務局　　【意見２５（個人のプラシバシーの保護）について説明】

会長　　修正が１カ所ということでよろしいでしょうか。では次に進みます。

事務局　　【意見２６（性的マイノリティの人権問題）について説明】

委員　　文章自体は、企業における取り組みを入れるということが主だと思うのですが、「複数の企業においても」というところを出して、「取り組みが進んでいます」という最後が、「複数の企業」が主語になってしまう。「企業においても」というところで「取り組みがはじまりました」というような表現だったら良いと思いますが、そのあたりが少し修正が必要かと思います。企業においても取り組みが始まって、より促進してほしいという思いで書かれたと思いますので、少し修正してはどうかと思います。

事務局　　では、表現を変更させて頂きたいと思います。
ご意見が無い様でしたら次に進ませて頂きます。

【意見２７・２８（非正規雇用等による生活困窮者の人権問題）について説明】

会長　　ご意見がありましたらお願いします。

委員　　個人的な感覚なのかもしれませんが、「近年雇用情勢は改善され～」の部分はこれまでの新聞資料等を見ても、中国地方は横ばい状態。都会は確かに矢印が上向きだが、中国地方はずっと横向きである。また、雇用の状況の中身を見ると、マッチングがなかなか難しく、また正規雇用がなかなか難しいという状況なのに、「改善されてきた」と表現することにはクエスチョンが付きました。

事務局　　枕詞として「改善されてきました」というのはどうかというころですね。それ前提で話が進んでしまうという。

委員　　数字的には一見良くなっているように見えますが、本当に低賃金の人たちの生活が安定するような雇用情勢になっているかというと、そうではなくて、悪くなっているかもしれないし、非常に楽観視は出来ない状況にあります。なので、この表現は若干疑問だなと思います。

会長　　「改善されてきました」のあたりを変更すれば、若干落ち着いてきますか。削除するという方法もありますが。

委員　　削除するなら、「企業や個人のさまざまな事情等」もだと思います。政策的に、意図的につくりだされた雇用情勢の中、不安定な流動的な動向が今まさにいろんな矛盾を生み出しているのを、企業や個人の事情にしてしまってはいけないのではないか。

委員　　２８ページの修正部分。生活保護は最終的な手段であると思うが、この表現だといきなり生活保護に持っていくような感じにとれる。「さまざまな社会制度や社会資源」という文言があるので、「生活保護をはじめとする」という表現は必要ないのではないか。

会長　　どうでしょうか。「生活保護をはじめとする」という文言は削除したほうが良いのではという意見です。文章的には問題ないと思いますが。

事務局　　言いたいのは、「生活保護だけではなくて」ということなので、ここで「生活保護」と書いてしまうと、それに向かって動いているような印象を読む人に与えてしまう感じもしますし、削除しても文章的には問題ないと思います。

会長　　では、先ほどのところに戻ります。

委員　　雇用情勢というのも、これからの世の中をどのように考えるかという問題も出てくると思います。困窮者が減っていく方向にあるのか、いや増えるというふうに考えているのか。分からないが、こういう問題も当然出てくると思う。

事務局　　「雇用情勢」というときには、有効求人倍率が基準になります。「有効求人倍率」といったときには、正規であろうが非正規であろうが一緒で数字が出てしまう。だから、数字の上では「良くなった」と言っているが、現実にはそんなものではないということが言える。「雇用情勢が改善されてきた」というのはまさに「有効求人倍率」に基づいて言ってしまうと、言葉が足らない感じになってしまうのかなと。有効求人倍率という数字だけ見れば、確かに良くなっているようにも見えますが。

委員　　「改善されてきましたが」ではなくて、「改善されてきたといわれていますが」だとどうか。

委員　　９０年代８０年代の正規の労働者の数は、徹底的に特殊な技能を持っている人たちという、圧倒的に数字に出てない人も多かった。でも今はそうではない。

委員　　例えば、社会的な調査によると若者のアルバイトの数値が何割になったとか、雇用情勢は改善されてきたと言われていますが、〇〇の統計からこのような状況があります・・・と、相変わらず、派遣労働者をはじめとする非正規雇用労働者や離職者は依然として多い傾向にある・・・というような感じにした方が良いかもしれない。また、細かな分析を入れないのであれば、「雇用情勢は改善されてきたと言われていますが、派遣労働者等をはじめとする非正規雇用労働者や～」とつなげても良いかもしれません。

委員　　先ほど出ていた、「企業や個人のさまざまな事情」というのも、削除した方が読みやすいのかなと思います。

事務局　　最終的には、事務局の方で修正させて頂きますので、案があれば出して頂けるとありがたいです。

会長　　では今のところでは、「企業や個人の～事情等」を削除した方が良いという意見でしたが、よろしいでしょうか。
それでは最後、２９番をお願いします。

事務局　　【意見２９（その他）について説明】

会長　　この文章は返すということですか。どこにも載っていないですよね。

委員　　じつは、これは私の意見なのですが、3回目に分散会に分かれて議論しましたが、その時にも「これは方向性は示しているけれども、この方向性の中で具体的にどんなことをするのか」が見えないと、方向性だけ示されても進んでいかないのではないか、というようなことが出ました。だからこそ、こういう事についてはこういう事をやっていきますよということが無いと、具体的に進んでいくことにはならないのではないか、また、そういう事を挙げて実施していくことで、それが指標となって、今度はこんなことを頑張ろうとか、ここが出来ていなかったから次はやろうとか、そういう事になるのではないかということで、分散会でも意見が出ましたが、前回の協議会で審議する時間がなく、これ以上はパブ

コメでということだったので、出させて頂いた。あわせて、県等含めて様々な審議会等を見たときに、このような計画が出た時には、必ず年次的な実施計画が示されています。そういう部分で言うと、年次的ということが難しければ、ここの項ではこういう取り組みがあって、こういうふうに進めていくということが分からなければならないのではないかというのが私の考え方ということで出させてもらいました。併せて、この人権施策基本方針は市民向けということもあるけれど、鳥取市として何をするかということを示すものであると思う。となると、各部署が、自分のところはこの方針に基づいて何をするのかということを具体化していくということが、意識化していくということ、そして取り組みが進んでいくということになるのではないかと思います。

会長　　それでは、１から２９まで出ましたが、言い忘れたことや、これだけは言っておきたいということがあればお願いしたいと思います。

委員　　外国人の人権のところで、全体的に「多文化共生社会」という言葉が使われているが、ここは必要ないと思うところが何カ所かあります。１８ページの（２）施策の推進方針の②に「多文化共生社会の実現を目指します」とありますが、「多文化」は必要なく、もっと包括的に「共生社会」で良いと思います。「多文化」というと、文化に限定されるような印象を受けます。あと、現状と課題のところで、市民意識調査の結果と現状が書いてあって、聞き取り調査が別に行われていて、それについても書かれているのですが、この後の「言葉の壁に起因するものであることがわかりました。」の次に「また、「多文化共生社会」の実現に向け～生活相談、日本語指導等を実施しています。」を持ってきた方が流れとしては良いのではないかと思います。そのあとの「さらには～」のところに外国人の労働賃金・労働環境について書かれていますが、これも聞き取り調査から出てきたことでしょうか。このことについては、「本市では～」ということで、鳥取市が行った取り組みが出てきていますので、その流れの方が文章が通じると思います。

会長　　今のご意見で、鳥取市の国際交流プラザの文章が、「言葉の壁」の次の段落に来た方が良いということですね。

委員　　それと、施策の推進方針②の「多文化共生社会」の「多文化」を削除して頂きたいと思います。それから、③の「語学」の意味が分かりません。日本語習得のことでしょうか。

事務局　　はい。この「語学」は日本語習得のことです。

委員　　では、日本語習得と書いた方が良いと思います。

委員　　ただ、この「語学」のところは若干、第一次の時とは違うと思います。子どもたちは、日本語そのものもそうですが、日本語とともに、自分が生まれ育った出生地の言葉を忘れがちということもあって、母語も日本語も保障しなければならないというのが第一次の観点であって、そこで「語学」という捉えだったと思う。

委員　　文章の流れで、③の中に保護者にも日本語を学ぶ機会の提供ということが書かれているので、これでしたら「日本語習得」の方が良いのではないかと思います。

事務局　　今日返事ができる内容ではないので、検討します。意味としては、「母語」と「日本語」ということが伝わった方が良いということで。

委員　　関連して、「多文化」をあえて付ける必要はないということが出ていましたが、ここで「多文化共生社会」という言葉の説明が必要ではないでしょうか。わりとよく使われる言葉ですし、ここで書かれている「多文化共生」とは、いわゆる日本社会に適応するという「多文化共生」であり、本来の意味とは違う。もう少し整理して、使わないというのであれば、今の状況であれば使わなくて良いと思います。障がい者のところでは、「社会モデル」という言葉が使ってありますが、社会の側が変わっていく、自分を障がい者ではないと自己規定している人たちが変わっていくということ。ここでは「多文化共生社会」というふうに使うのであれば、鳥取市の「自分は外国人ではない」と思っている人たちが、どう変わっていくのかという、外国人問題を社会モデルとして「多文化共生社会」と本来は使うべきです。

委員　　ただ、ここの文章を見ると、「外国人に何かをしてあげます」という感じにとれる。本来なら、語学で言えば「多文化共生」ならば、いわゆる「日本籍」の外国人でない人たちもその言語を習うべきですよね。本当に「共生」をめざすのであれば。

委員　　「社会モデル」というところで言うと、さっき「出会い、交流」ということを入れたがために「社会モデル」の本質がぼやけてしまったと思う。交流することで、社会モデルが実現することはない。「交流」ということ自体、外国人の人に「何かしてあげる」ことによって「多文化共生」に結びつくことはない。多文化共生社会をつくるということは、かなりしんどいことである。そういう方向に時間をかけてどういうふうに考えていくのか、今回のことで言うと、母語をどのように保障していくのかというような問題を、今回の方針の中に少しでも、想定できるものであれば、入れてもいいかもしれないが、見通しがなければ、次回への課題とした方が良いと思います。

委員　　私としては、先ほど言われたように、どこで多文化共生を使って、どこで使わないかということがあると思う。全部使わないというよりは、「ここで言う多文化共生という言葉はこういう意味で使っています」ということを、どこかに書いた方が良いのではないかという意見に賛成です。

委員　　抽象的ではありますが、施策の推進方針の①で「お互いが理解・尊重し合って共に生きる」というふうに説明・修飾されていますが、これでは分かり辛いと思います。

委員　　私も「多文化共生」とは何なのか分からないままに考えていたのですが、言葉としては全体的に入っている言葉なので、「鳥取市として」というような方針としては考えておられると思いますが、「多文化」と言った時に、私は単純に「文化の融合社会」というのが対極に来るのかなと思います。そうすると「多文化」というのは、文化は文化のままで、共生していく社会ということで暮らしていくような、仕組みを作っていきましょうというふうに私は捉えました。

委員　　国際的には、狭い意味での文化ではなくて、１８ページの（2）の施策の上にあるような中身を含めて「多文化共生」というように使っていると思う。だから、こういうことなんだという事が、どこかで示されていればよいと思います。

委員　　最後の用語説明のところに、この方針の中では一貫してこういう理解で行きますよということをまとめるならそれで良いのではないかと思います。やはり、文化を保障しようとすると、政治的な権利保障というものが発生してきてしまう。生きている文化を保障しようとするのですから、その人たちがどういう文化のあり方をしたいのかという自己決定権を保障しないといけない。そうすると、その人たちに政治的権利を与えていく問題になる。

文化の保障は政治の保障にイコールでつながってくる。そういう意味では、「多文化共生」という言葉は難しい。日本社会の中では少し混乱しているかなと、国際的な状況とは少しずれているかなと思います。

会長　　では、ここは整理していただいて、説明文を最後につけるということでお願いします。

委員　　確認させて頂きたいことがあります。7ページにかえっていただいてよろしいでしょうか。今回の修正案では、かなりダブったところが修正されてスッキリしてきたとおもいますが、（2）施策の推進ということで、「同和問題（部落差別）の解決に向けて～自立支援などが必要です」と書いてありますけれど、私は差別事件に対してそれを解決する取り組みというものが本来必要だと思っています。なぜかというと、それは教育・啓発だけの課題ではなくて、差別が起きてきた仕組みというものがあるはずなんです。だから、そういった意味で言うと、この意見にあるように「部落差別事件の解決に向けた具体的な取り組み」というのが本来は書いてほしいなと思いましたが、施策の③のところに含まれているという意味合いで受けたらよいでしょうか。

事務局　　施策の推進方針に「差別事件の解消に向けた取り組み」が書かれていないのは、③に含まれているから・・・という意味合いかということですね。

委員　　それを、当たり前のことだということで、「具体的な差別事象やインターネット～」のところで言うと、教育や啓発のあり方だけではなくて、きちんとそこにしっかりと向き合ってやるからだという意味合いで書いていないということかという確認です。差別事件の研究というのは、教育・啓発だけではないですよね。

事務局　　そうですね。明確にヒットする話になるか分かりませんが。「差別事件の解決」ということがどういうことを目指すのかというのが議論になると思いますが、今おっしゃられた「発生の仕組み」であるとか構造的な問題を分析できればしていく方が、より効果的な教育・啓発が実行できるというふうに考えていますので、その意味で結果的に「教育・啓発のあり方について調査研究を行います」ということだと思います。今日の横長の意見１０に対する鳥取市の考え方のところがそういった趣旨になるかと思います。

委員　　ただ、これは「差別事件を分析する」ということはないですよね。「差別事象を分析し」という言葉が無いので、分析をしたときに、仕組みだったり、取り組みの中の形の問題を変えるとかいうようなことが出てくるかもしれない。それについての教育・啓発なんだということだと思いますけれど、少し微妙にずれている気がしているので言っているのですが、③には私が言うような、もちろん差別事象は分析をしていって、何が問題で発生し、どういう課題があって教育・啓発をするんだということが前提にあるということで理解したらいいということですよね。

会長　　今の件は、事務局の方にもう少し詳しい話をしていただいてよろしいですか。

委員　　分かりました。

会長　　では、時間も過ぎましたので、協議事項のその他で「答申について」ということで、日程については既に言っていただきましたが、もう一度お願いします。

事務局　　では、今日頂いた意見をもとに修正させて頂いて、会長・副会長さまにお示しさせていただいて、ＯＫであれば１月２４日の１０時に副市長に答申させていただければと。答申

案については皆様にもお配りさせて頂いて、基本的にはこの答申案をもって９部９厘、第二次改定案ということで今年度中に議会等に説明させて頂いて、来年度４月以降に新しいものを作らせて頂くというようなかたちになろうかと思います。よろしくお願いいたします。

パブコメで頂いた意見の回答については、整理させていただいて、ホームページの方に掲載させて頂きます。

会長　　それでは、本日をもちまして、人権施策基本方針の第二次改訂について、このメンバーで協議するのは最後ということで、長きに渡り協議をしていただいて、本当にありがとうございました。これをもちまして協議会を終了いたします。ありがとうございました。